

個人番号（マイナンバー）関連手続き一覧表

●個人番号（マイナンバー）付きの住民票について

手続きが必要となる状況	手続きの種類	申請書	手数料	本人来庁時必要書類	代理人来庁時必要書類	備考
個人番号（マイナンバー）付きの住民票が必要なとき	住民票申請	必要	住民票抄本（1人分）300円 住民票謄本（世帯帯全員分）300円	・本人確認書類（同一世帯の方が申請する場合も本人と同様に申請できます）	・代理人の本人確認書類 ・委任状 ・返信用封筒 ・返信用切手（普通郵便料金84円または94円+簡易書留料320円）	封筒の重さにもよりますが、返信用切手は住民票謄本の場合、3人以上の世帯の普通郵便料金は94円かかります。

●通知カードに関する手続き

手続きが必要となる状況	手続きの種類	申請書	手数料	本人来庁時必要書類	代理人来庁時必要書類	備考
通知カードを失くしてしまったとき	通知カード紛失届	必要	無	・本人確認書類 ・遺失物届の写し等（自宅外での紛失時） ・印鑑	・本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・遺失物届の写し等（自宅外での紛失時） ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑	紛失後の通知カードの再発行又は番号カードの交付は別に申請が必要になります。
通知カードの再発行をしたいとき	通知カード再交付申請	必要	500円（通知カードの追記欄がいっぱいになったときの再交付は無料です）	・本人確認書類 ・印鑑	・本人確認書類 ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・代理人の印鑑	通知カードの発行は全国の市町村が委託している地方公共団体システム機構が行います。町で申請を受け付けてから住民票住所宛に発送されるまで1カ月程度かかります。
通知カードを返したいとき、再発行したが前のカードが見つかったとき	通知カード返納届	必要	無	・本人確認書類 ・返納する通知カード ・印鑑	・返納する通知カード ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑 ・本人確認書類※ ・委任状等代理権証明書類※ ※本人死亡時不要	死亡時の通知カードの返納義務はありません。
通知カードの住所など記載事項を変更したいとき	転入届または通知カード表面記載事項変更届	必要（転入届と同時の場合不要）	無	・本人確認書類 ・印鑑 ・通知カード	・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑 ・通知カード ・（別世帯の方が届出の場合）委任状等代理権証明書類	通知カードをラミネート加工している場合など記載事項の変更ができない場合は再交付として取り扱います。

●マイナンバーカード（個人番号カード、写真有り）に関する手続き

手続きが必要となる状況	手続きの種類	申請書	手数料	来庁時必要書類	代理人来庁時必要書類	備考
マイナンバーカードの申請書がほしいとき	マイナンバーカード交付申請書出力依頼	本人の場合不要	無料	・本人確認書類（同一世帯の方が申請する場合も本人と同様に申請できます）	・本人確認書類 ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・返信用切手（84円） ・本人住所宛返信用封筒	別世帯の代理人による交付依頼の場合は、本人住所宛郵送での交付となります（即日交付不可）
マイナンバーカードを申請したが取り消したいとき	マイナンバーカード交付申請取りやめ	必要	無料	・本人確認書類 ・印鑑	・本人確認書類 ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・代理人の印鑑	
マイナンバーカードを返したい、廃止させたいとき	マイナンバーカード廃止・返納届	必要	無料	・廃止・返納するマイナンバーカード※ ・印鑑	・廃止・返納するマイナンバーカード※ ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・代理人の印鑑	※マイナンバーカード紛失による廃止の場合は本人確認書類

他市区町村から転入し、引き続きマイナンバーカードを利用したい	マイナンバーカード券面記載変更届 (希望があれば署名用電子証明書発行申請※1) [条件] ・転出予定日から30日以内に転入の届出をしていること。 ・転入届と同時に手続きできなかった場合は、転入届出日から90日以内に手続きをすること。	必要	無料 (署名用電子証明書発行の場合200円※1)	・マイナンバーカード (前市町村で設定した暗証番号を入力できるように準備してきてください) ・印鑑	○同一世帯の代理人 ・マイナンバーカード ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑 ・暗証番号入力あり ○法定代理人 ・マイナンバーカード ・代理人の本人確認書類 ・代理権証明書類 ・代理人の印鑑 ・暗証番号入力あり ○別世帯の任意代理人 ・マイナンバーカード ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・照会・回答書※2 ・代理人の印鑑	※1 住所を変更すると署名用電子証明書は自動的に失効していますので、署名用電子証明書が必要な方は発行申請が必要です。 ※2 代理人来庁の手続きでは照会・回答書による本人への意思確認を要するため即日対応はできません。
--------------------------------	--	----	-----------------------------	---	--	--

●マイナンバーカード(個人番号カード、写真有り)に関する手続き

手続きが必要となる状況	手続きの種類	申請書	手数料	来庁時必要書類	代理人来庁時必要書類	備考
マイナンバーを不正利用されるおそれがあるなどの理由によりマイナンバーを変更したいとき	マイナンバー変更	必要	無料	・本人確認書類 ・不正利用のおそれを証明する書類(遺失物届の写し等) ・お持ちであれば、マイナンバーカード、通知カード等の番号確認書類 ・印鑑	・本人確認書類 ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑 ・委任状等代理権証明書類 ・不正利用のおそれを証明する書類(遺失物届の写し等)	
手続きが必要となる状況	手続きの種類	申請書	手数料	来庁時必要書類	代理人来庁時必要書類	備考

在留期限のあるかたでマイナンバーカードをお持ちのかたが在留期限の変更をしたとき	マイナンバーカード有効期間変更申請	必要	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード等在留期間変更がわかる書類 ・マイナンバーカード（有効期限内のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード等の在留期間変更がわかる書類 ・マイナンバーカード（有効期限内のもの） ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・設定暗証番号記載票（本人記載・目隠しシールや封などで暗証番号を代理人に見られないようにしたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間変更には、カード交付時に設定した暗証番号の入力が必要となります。 ・カード有効期間内に在留期間変更がわかる書類の用意が難しい場合は、カードの有効期限内にご相談ください。
マイナンバーカードを紛失、または盗難などによるカードの一時利用停止をしたとき	マイナンバーカードの一時利用停止を電話にて地方公共団体システム機構が運営するコールセンターへ依頼（来庁不要、24時間対応）	不要	無料 （ナビダイヤルは通話料金がかかります）	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120 - 95 - 0178 ・個人番号コールセンター（全国共通ナビダイヤル）☎0570 - 783 - 578 ・外国語対応コールセンター（ナビダイヤル、対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）☎0570 - 064 - 738 <p>※聴覚障がい者専用お問い合わせ FAX もございます。ご利用にあたって、コールセンターを運営する地方公共団体システム機構のホームページ上で個人情報の取り扱いの同意が必要となるため、お手数ですが、地方公共団体システム機構のホームページのマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。ホームページが見られない方は役場町民課へご相談ください。</p>	一部 IP 電話等で左記ダイヤルにつながらない場合は、☎050 - 3818 - 1250 におかけください。	
マイナンバーカードを紛失して一時停止依頼の連絡をした後、マイナンバーカードを発見し、その機能を回復させたいとき	マイナンバーカード一時停止解除届	必要	無料 （署名用電子証明書発行時、200 円※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードを除く） ・マイナンバーカード ・印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードを除く） ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・照会・回答書※2 ・代理人の印鑑 	<p>※1 マイナンバーカードを一時停止させた場合、署名用電子証明書は自動的に失効していますので再度発行申請が必要です。</p> <p>※2 代理人来庁の手続きでは照会・回答書による本人への意思確認を要するため即日対応はできません。</p>
マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまったとき	マイナンバーカード暗証番号再設定申請	必要	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードを除く） ・マイナンバーカード ・印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードを除く） ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・照会・回答書※ ・代理人の印鑑 	※ 代理人来庁の手続きでは照会・回答書による本人への意思確認を要するため即日対応はできません。
マイナンバーカードの暗証番号を変更したいとき （現在の暗証番号はわかっている）	マイナンバーカード暗証番号変更申請	必要	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードを除く） ・マイナンバーカード ・印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（マイナンバーカードを除く） ・代理人の本人確認書類 ・委任状等代理権証明書類 ・照会・回答書※ ・代理人の印鑑 	<p>※ 代理人来庁の手続きでは照会・回答書による本人への意思確認を要するため即日対応はできません。</p> <p>・環境が整っていれば、ご自宅で「公的個人認証ポータルサイト」よりソフトをダウンロードして変更することも可能です。</p>

●その他マイナンバーにかかる手続き